

和歌山県報

発行 和 歌 山 県和歌山市小松原通一丁目1番地毎週火、金曜日発行

目

次(*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

\cap	押削
\sim	クエスリ

*179 和歌山県営自転車競走キャッシュレス投票実施規則の一部を改正する規則

(商工観光労働総務課).....1

〇 告示

1160	公文書開示の実施状況の公表			(総オ	务課)	2
1161	個人情報保護条例の運用状況の公表			(")	3
1162	大規模小売店舗の変更の届出		(商_	工振身	興課)	4
1163	II .		(")	5
1164	県営土地改良事業計画の決定	(農業		寸整位	備課)	5
1165	II .	(,	IJ)	6
1166	保安林予定森林		(森村	木整化	備課)	7
1167	保安林の指定施業要件変更予定		(")	7
1168	II .		(")	7
1169	保安林の指定施業要件の変更		(")	8
1170	II .		(")	8
1171	II .		(")	9
1172	II .		(")	9
1173	II .		(")	9
1174	道路の位置の指定		(都下		策課)]	0

規則

和歌山県規則第179号

和歌山県営自転車競走キャッシュレス投票実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和3年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営自転車競走キャッシュレス投票実施規則の一部を改正する規則

和歌山県営自転車競走キャッシュレス投票実施規則(令和2年和歌山県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この規則は、和歌山県(以下「県」という。)が自転車競技法(昭和23年法律第209号。以下「法」という。)に基づいて施行する自転車競走(以下「競走」という。)に係る競輪場又は場外車券売場内に設置された端末機器であって、投票を行おうとする者を電磁的方法で識別するもの又はインターネットその他の高度	(目的) 第1条 この規則は、和歌山県(以下「県」という。)が自転車競技法(昭和23年法律第209号。以下「法」という。)に基づいて施行する自転車競走(以下「競走」という。)に係る競輪場又は場外車券売場内に設置された端末機器であって、投票を行おうとする者を電磁的方法で識別するもの(以下「キャッシュレス投票端末

情報通信ネットワークを利用できる電子計算機 その他の端末機器(以下「キャッシュレス投票端末機」と総称する。)を使用した証票、電子機器その他の物(以下この条において「証票等 した。) に記載され、又は電磁的方法により記録される金額に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号であって、キャッシュレス投票の実施において県がその 使用を認めたもの(第5条及び第22条において 「前払式支払手段」という。)による勝者投票券(以下「車券」という。)の発売(以下「キャッシュレス投票」という。)に関し必要な事 項を定めるものとする。

(キャッシュレス投票の方式)

競輪場若しくは 第5条 キャッシュレス投票は、 場外車券売場内に設置された端末機器であって 、投票を行おうとする者を電磁的方法で識別するもの及び投票を行おうとする者を電磁的方法で識別する情報を電磁的方法で記録したカード(以下「電子 報を電極的方法で記録したカート(以下「電子 識別カード」という。)又はインターネットそ の他の高度情報通信ネットワークを利用できる 電子計算機その他の端末機器を使用して、県又 は前条で委託を受けた者の管理する自動公衆送 信装置(以下「キャッシュレス投票サーバ」と いう。) に車券の購入内容を入力し、また、前 払式支払手段の番号、記号その他の符号を通知 して使用することによって精算する方式による

(加入者番号及び暗証番号)

- 第9条 キャッシュレス投票契約を締結する際は 、県は加入者の加入者番号を定め、当該加入者は自己の暗証番号及びパスワード(次項及び第11条において「暗証番号等」という。)又はそのいずれかを定めて、これをそれぞれ相手方に 通知するものとする。
- 県は、電子識別カードを貸与又は付与した加 入者が自己の暗証番号等を他人に知られたこと により生じた損害については責任を負わないも のとする。ただし、県に故意又は過失があった 場合はこの限りでない。

(加入者台帳)

- 第11条 県は、加入者台帳を作成し、各加入者に ついて、次に掲げる事項をこれに記入するもの とする。 (1)~(5) 略

 - (6) 暗証番号等
 - $(7) \sim \overline{(9)}$

機」という。)を使用した証票、電子機器その他の物(以下この条において「証票等」という 。)に記載され、又は電磁的方法により記録される金額に応ずる対価を得て発行される証票等 又は番号、記号その他の符号であって、キャッシュレス投票の実施において県がその使用を認 めたもの (第5条及び第22条において「前払式 支払手段」という。)による勝者投票券(以下「車券」という。)の発売(以下「キャッシュレス投票」という。)に関し必要な事項を定め るものとする。

(キャッシュレス投票の方式)

55条 キャッシュレス投票は、<u>キャッシュレス</u> 投票端末機及び投票を行おうとする者を識別する情報を電磁的方法で記録したカード(以下「 第5条 電子識別カード」という。) を使用して、県又 は前条で委託を受けた者の管理する自動公衆送 信装置(以下「キャッシュレス投票サーバ」と いう。)に車券の購入内容を入力し、また、 払式支払手段の番号、記号その他の符号を通知 して使用することによって精算する方式による

(加入者番号及び暗証番号)

- 第9条 キャッシュレス投票契約を締結する際は 県は加入者の加入者番号を定め、当該加入者 は自己の暗証番号を定めて、これをそれぞれ相 手方に通知するものとする。
- 県は、電子識別カードを貸与又は付与した加 入者が自己の暗証番号を他人に知られたことに より生じた損害については責任を負わないもの とする。ただし、県に故意又は過失があった場合はこの限りでない。

(加入者台帳)

- 第11条 県は、加入者台帳を作成し、各加入者に ついて、次に掲げる事項をこれに記入するもの とする。 (1)~(5) 略

 - (6) 暗証番号
 - $(7) \sim \overline{(9)}$

附則

この規則は、公布の日から施行する。

示

和歌山県告示第1160号

和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)第37条第2項の規定に基づき、令和2年度におけ る公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表する。

令和3年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 公文書の開示の請求件数並びに公文書の全部開示、部分開示及び非開示の決定件数等

		決	定 件 数	汝 等		
開示請求の件数	開	示	ŧ	丰 開 カ	Ŕ	
	全部	部分	非開示情報	不存在	存否応答 拒 否	取下げ
5, 732	3, 181	2, 024	19	70	4	434

2 公文書の開示の申出件数及びその処理状況

		処	理 状	況		
開示申出の件数	開	示	j	作 開 n	京	
別が平田の日数	全部	部分	非開示情報	不存在	存否応答 拒 否	取下げ
28	5	23	0	0	0	0

3 審査請求の件数及びその処理状況

審査請求の件数				処 理	状 況		
番食雨水の件剱	X	全部認容	一部認容	棄却	却 下	取下げ	審査中
6 (2)		2	0	2 (2)	0	0	2

() の数字は、令和元年度の審査請求であって、令和2年度まで審査が及んだもの

和歌山県告示第1161号

和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第60条第2項の規定に基づき、令和2年度に おける同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和3年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 個人情報取扱事務の件数254件
- 2 保有個人情報の請求及び決定件数等

(1) 開示

		決	定 件 数	等		
開示請求の件数	開	示	j	作 開 n	ŕ	
	全部	部分	非開示情報	不存在	存否応答 拒 否	取下げ
213	43	159	2	6	0	3

(2) 訂正及び利用停止

決定件数 訂正請求の 件 対 正 非訂正			決定件数				
	訂	正	北針元	利 用 停 止 請求の件数	利 用	停 止	非利用
	全部	部分	か訂正	H13.3.4.12 11.39.4	全部	部分	停止
0	0	0	0	2	0	0	2

3 簡易開示の件数

3,536件

4 審査請求の件数及びその処理状況

審査請求の件数			処	理	状	況		
番重請不少計数	全部認容	一部認容	棄	却	却	下	取下げ	審査中

1 (2) 0 0 (2) 0 1

() の数字は、令和元年度の審査請求であって、令和2年度まで審査が及んだもの

5 実施機関非識別加工情報の提案の件数及び処理状況

募集期間(令和2年7月1日~同年8月2日)

			処	理	状	況	
提案の件数		適 合					
	提供済	手続中	契約申込 な し		不	適合	取下げ
0	0	0	0			0	0

和歌山県告示第1162号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模 小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMダイキ海南店

和歌山県海南市幡川上九条76番地の1外12筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規

東京都品川区南大井六丁目22番7号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島正之

愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

(変更後) DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目22番7号

4 変更年月日

令和3年3月1日

5 変更した理由

会社分割及び吸収合併のため

6 届出年月日

令和3年11月4日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課(和歌山市湊通丁北一丁目2番1)

海南市まちづくり部産業振興課(海南市南赤坂11番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年11月26日から令和4年3月26日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1163号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模 小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMダイキ新宮店

和歌山県新宮市下田2丁目4308-4外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規

東京都品川区南大井六丁目22番7号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島正之

愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

(変更後) DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目22番7号

4 変更年月日

令和3年3月1日

5 変更した理由

会社分割及び吸収合併のため

6 届出年月日

令和3月11月4日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課(新宮市緑ケ丘二丁目4-8)

新宮市企画政策部商工観光課(新宮市春日1番1号)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年11月26日から令和4年3月26日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1164号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業別院観音池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写し

を次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となる。)として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和3年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
 - 令和3年11月29日から同年12月24日まで
- 3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局農林水産振興部農地課及び海南市まちづくり部建設課

和歌山県告示第1165号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業岩屋谷下池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となる。)として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和3年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
 - 令和3年11月29日から同年12月24日まで
- 3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、海草振興局農林水産振興部農地課及び海南市まちづくり部建設課

和歌山県告示第1166号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により 告示する。

令和3年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡白浜町庄川字小森垣内893の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

西牟婁郡白浜町庄川字小森垣内893の1(次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1167号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33 条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1168号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33 条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1169号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 令和3年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1170号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 令和3年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の瀬巻
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1171号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 令和3年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1172号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 令和3年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供す る。)

和歌山県告示第1173号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供す る。)

和歌山県告示第1174号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。 令和3年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

				申	請	者			道	路	
指定番号	指:	定位	置	住		所	指定年月日	幅	員	延	長
				氏		名			メートル		メートル
3575	有田郡有田	川町	大字徳田字	有田郡有田	川町	大字徳田16	令和		5.00		26.64
	長尾1245番	学の一覧	部、1246番				3. 11. 11		5.00		29.63
	1の一部			株式会社有	田リ	サイクルサ					
				ービス							
				代表取締役	濃	添勇作					